

長野県がん対策推進企業連携協定について

1 目的

長野県がん対策推進条例第2条(基本理念)の規定により、がん対策推進に積極的に取り組む企業・団体等と協定を締結し、県民や企業の従業員とその家族に対して、がんに関する正しい知識の普及啓発、がん検診の受診促進を図り、県民一丸となったがんを負けない社会づくりを構築していく。

2 経緯

平成22年3月に、アフラック、東京海上日動あんしん生命、八十二銀行と「長野県がん啓発・がん検診の受診率向上等に向けた包括的連携に関する協定」を締結し、イベントやキャンペーンの開催や啓発物品の制作等の取組を共同して実施してきた。

【これまでの主なイベント】

平成22年7月 がんを負けない社会づくり長野県民大会
 平成23年12月 上田市(アリオ上田)普及啓発イベント
 平成24年8月 山形村(アイシティ21)普及啓発イベント



この取組をさらに拡大するため、平成25年3月に協定の名称を「長野県がん対策推進企業連携協定」と改めるとともに実施要綱を定め、新たな協定企業を募集することとした。

3 協定企業の取組

＜協定締結企業＞（13社、H26年度末時点）

H22/3/24	アフラック（アメリカンファミリー生命保険会社） 東京海上日動あんしん生命保険株式会社 八十二銀行
H26/5/23	ソニー生命保険株式会社東京中央ライフプランナーセンター第2支社 第一生命保険株式会社松本支社、長野支社 大日本法令印刷株式会社 直富商事株式会社 長野朝日放送株式会社 株式会社長野メディカルサポート 株式会社北信臨床
H26/9/1	長野県労働金庫 日本生命保険相互会社長野支社、松本支社
H26/10/1	(株)長野銀行



＜企業等の取組内容＞ 条例第10条(事業者の役割)

- ・従業員等に対するがんに関する正しい知識の提供
- ・従業員等に対するがん検診の受診勧奨
- ・顧客に対するがんに関する正しい知識の提供及びがん検診の受診勧奨
- ・事業等で関連する企業等に対するがんに関する正しい知識の提供及びがん検診の受診勧奨
- ・県民に対するがんに関する啓発イベントやキャンペーンの実施
- ・従業員及びその家族ががんと診断された場合の支援 など

4 今後の取組

引き続き、新たな協定企業を募集するとともに、条例第20条で規定する「がんと向き合う週間」(10/15～21)を中心に、協定企業との連携による、がんに関する正しい知識の普及啓発、がん検診の受診促進を図り、がんを知り、がんと向き合い、がんを負けることのない社会づくりを推進していく。

ロゴマーク
 協定企業は、使用
 規程に基づきロゴ
 マークを使用する
 ことができます。



長野県がん対策推進企業連携協定実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、長野県（以下「県」という。）が平成25年2月に策定した信州保健医療総合計画に基づくがん対策に関する取組の推進に向け、県が、がん対策推進に積極的に取り組む企業・団体等（以下「企業等」という。）と協定を締結し、県民や自企業の従業員とその家族（以下「従業員等」という。）に対してがんに関する正しい知識の普及啓発を図り、県民一丸となったがんには負けない社会づくりを構築していくことを目的とする。

(対象企業)

第2 県は、県内に主たる事業所又は支店等を有し、第5に掲げるいずれかの取組内容を実施する意欲のある企業等と協定を締結するものとする。

(協定企業の募集)

第3 県は、協定を締結しようとする企業等を募集する。

2 協定を締結しようとする企業等は、県に「長野県がん対策推進企業連携協定申込書」（様式1）を提出するものとする。

(協定の締結)

第4 県は、協定の申込があった場合には、書類審査等を行い、第5に定める取組が適切に実行されると見込まれる場合には、長野県がん対策推進企業連携協定を締結する。

2 協定の有効期間は、協定締結日から1年間とし、期間の満了1ヶ月前までに申出がない場合は、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後同様とする。

(企業等の取組内容)

第5 県と協定を締結した企業等（以下「協定企業等」という。）は、次に掲げるいずれかの取組を行う。

- (1) 従業員等に対するがんに関する正しい知識の提供
- (2) 従業員等に対するがん検診の受診勧奨
- (3) 顧客に対するがんに関する正しい知識の提供及びがん検診の受診勧奨
- (4) 事業等で関連する企業等に対するがんに関する正しい知識の提供及びがん検診の受診勧奨
- (5) 県民に対するがんに関する啓発イベントやキャンペーンの実施
- (6) 従業員及びその家族ががんと診断された場合の支援
- (7) その他、がんに関わる積極的な取組

2 前項の取組を行うに当たって、次の各号に該当してはならない。

- (1) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあること
- (2) 政治活動又は宗教活動を伴うもの
- (3) 企業等の利益誘導を伴うもの

3 協定企業等は、県が行うがん対策の推進に関する取組に協力するものとする。

4 協定企業等は、県が開催する協定企業等の連絡会議に出席するものとする。

5 協定企業等は、毎年度、翌年度の4月末日までに、「長野県がん対策推進企業連携協定報告書」（様式2）により、取組状況を報告するものとする。

(県の支援及び広報等)

第6 県は、協定企業等に対し、がんに関する取組に必要な情報を提供する。

2 県は、協定企業等の取組内容等をホームページや広報誌に掲載し、県民に広報する。

3 県は、協定企業等が実施するがんに関する研修会に講師を派遣する。

4 県は、協定企業等が商品パッケージ、広告等において「長野県がん対策推進企業連携協定締結企業」等であることを表示することを認めるものとする。

(協定の解除)

第7 県及び協定企業等は、当事者間の協議により、協定を解除することができる。

2 県及び協定企業等は、相手方が法令並びに本要綱及び本協定のいずれかに違反した場合は協定を解除することができる。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成25年3月21日から施行する。

2 この要綱の施行前に県と「長野県がん啓発・検診受診率向上等に向けた包括的連携に関する協定」を締結した企業等については、この要綱に基づき協定が締結されたものとみなすものとする。